

求職活動等を行うみなさまへ

独立行政法人海技教育機構

当機構では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント等（※1）の防止に取り組んでいます。

求職者等のみなさまが安心して面談・選考に臨むことができるよう、以下のとおりルールを定めています。

（※1）パワー・ハラスメントに類する行為、カスタマー・ハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメントに類する行為を含む

【求職活動等における当機構のルール】

1. 当機構ではハラスメント行為の防止について、役職員に対する周知・啓発を継続的に行っています。
2. 面談面接、説明会、OB・OG訪問、インターンシップ等の採用活動に関するルール
場 所：当機構の所有する施設内又は当機構が指定した場所で実施します。
実施体制：原則複数人で実施します。やむを得ず、求職者等と1対1となる場合は、必ず第三者の目が届くオープンスペース等で実施します。
連絡手段：原則当機構のメールアドレスを使用（※2）し、個人の連絡手段は使用しません。
（※2）緊急時やメールアドレスがない場合等は当機構の電話などにより連絡します。
この場合も、個人所有携帯等の連絡手段は使用しません。

【相談窓口について】

当機構の採用活動において、万が一、役職員から性的な言動等を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。

ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応します。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることはありませんので、安心して相談ください。

総務部 総務課長（電話045-211-7303、soumu-harass@jmets.ac.jp）

総務部 人事課（電話045-211-7302、jinji-harass@jmets.ac.jp）



Japan agency of Maritime Education
and Training for Seafarers